

議案第 号

宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年(2013年) 月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のとおり改める。

(延滞金の割合等の特例)

第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

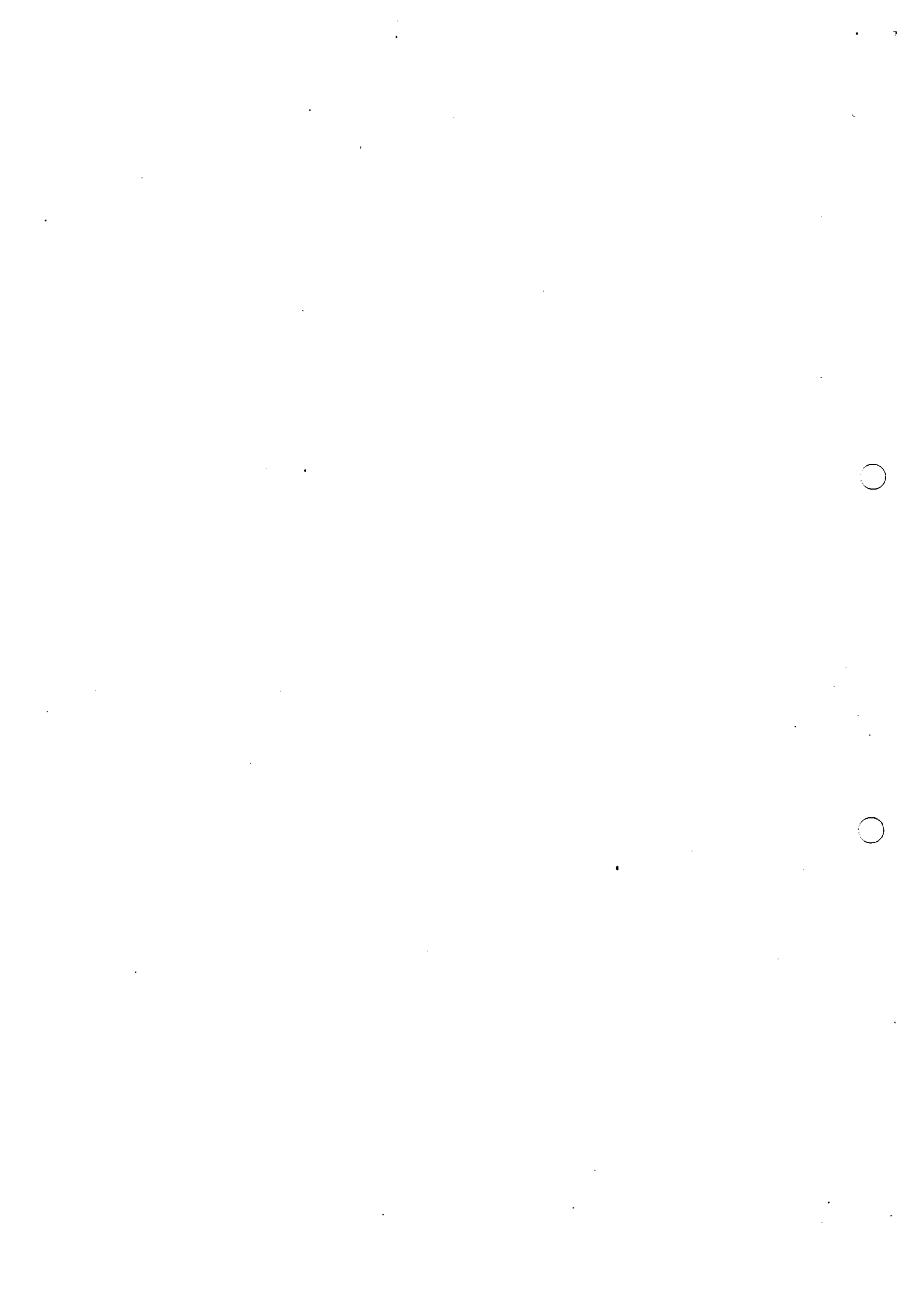
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第3条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

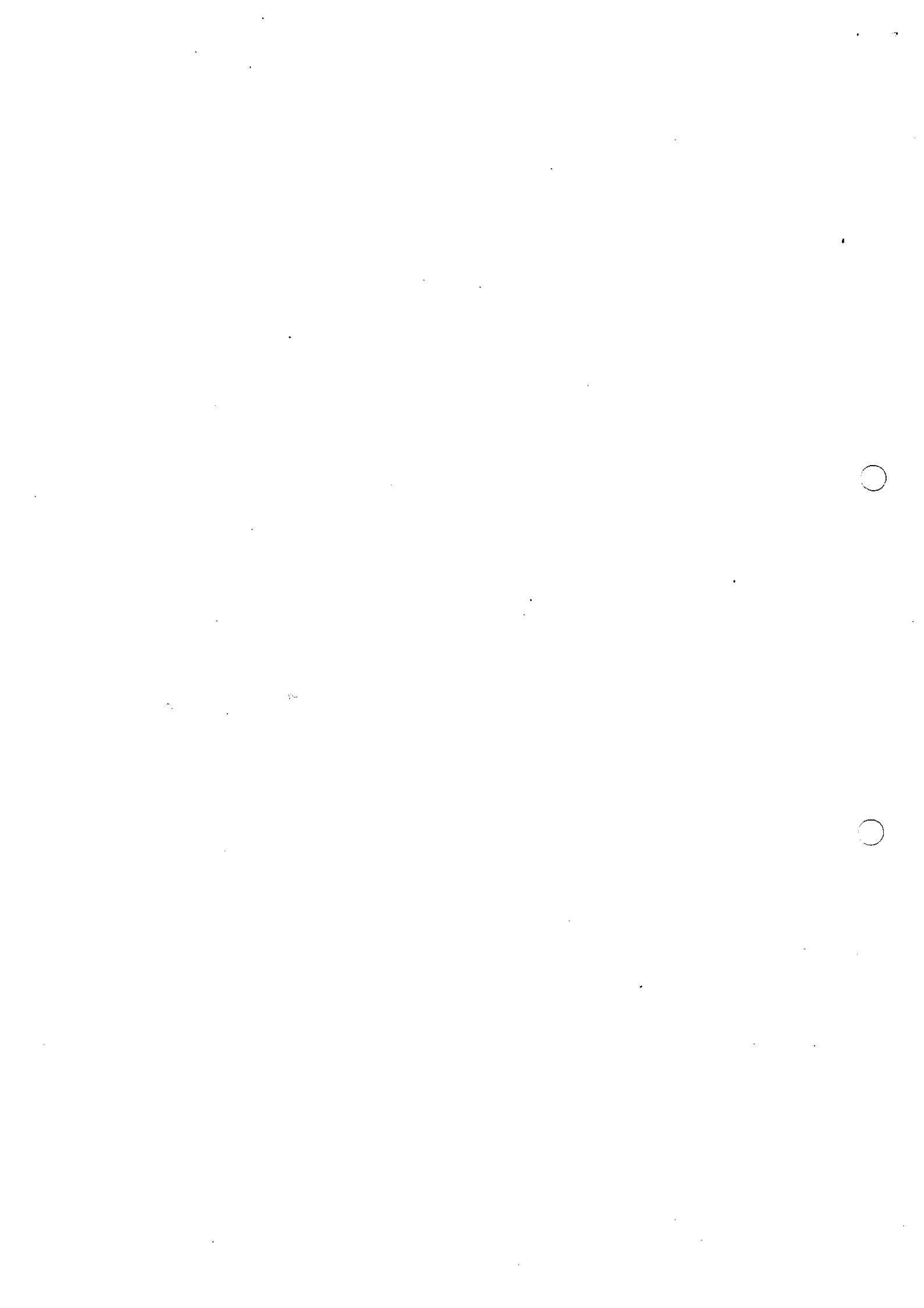


議案第 号

宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 <u>(延滞金の割合等の特例)</u> 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>	<p>附 則 <u>(延滞金の割合等の特例)</u> 第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において「特例基準割合適用年」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>



宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の概要

延滞金の割合

延滞金の見直し（平成26年1月1日施行）

（後期高齢者医療に関する条例附則第3条関係）

兵庫県後期高齢者医療保険料の延滞金については、兵庫県後期高齢者医療広域連合での、県下統一した基準は設定されておらず、各自治体の条例により決定している。

今般、先の市税条例の改正に合わせ、平成26年1月1日以後の期間に対応する、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合を引き下げる。

※延滞金計算の概要

【現行】

- ・納期限後3ヶ月以内については“商業手形の基準割引率+4%”によって求められる特例基準割合により求める。
(上限7.3%、平成25年実績…4.3%)
- ・納期限後4ヶ月目以降については、一律14.6%

【改正案】

- ・納期限後3ヶ月以内については“貸出約定平均金利+1%”によって求められる特例基準割合に1%を加えた割合により求める。
(上限7.3%、平成25年に置き換えると3.0%)
- ・納期限後4ヶ月目以降については“貸出約定平均金利+1%”によって求められる特例基準割合に7.3%を加えた割合により求める。
(上限14.6%、平成25年に置き換えると9.3%)

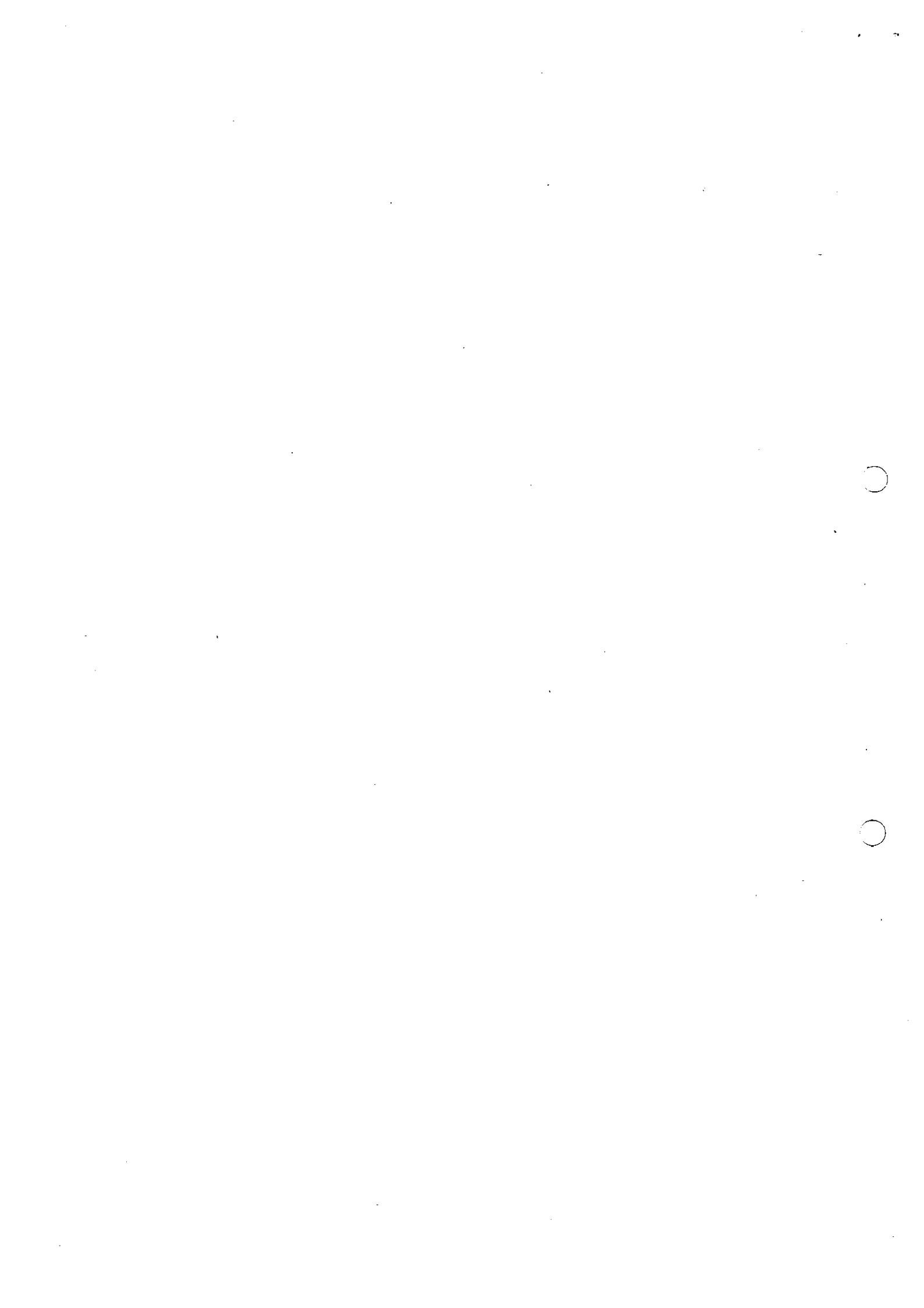
【参考】還付加算金計算の概要（地方税法の規定による）

【現行】

“商業手形の基準割引率+4%”によって求められる特例基準割合により求める。
(上限7.3%、平成25年実績…4.3%)

【法改正後】

“貸出約定平均金利+1%”によって求められる特例基準割合により求める。
(上限7.3%、平成25年度に置き換えると2.0%)



延滞金の概要

地方税の改正概要

延滞金とは

地方税が本来の納期限経過後に納付又は納入された場合において、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間に応じて、一定割合の金額を徴収するもの。
期限内納税者との負担の公平、期限内納税の促進の意義を持つもの。

延滞金の割合

(1) 本則の割合（地方税法第56条等）

- ・ 納期限の翌日から1月間：年7.3%
- ・ 1月経過後：年14.6%

(2) 延滞金の割合の特例（地方税法附則第3条の2）

当分の間、最初の1月に係る年7.3%の割合については、各年の特例基準割合（※）が年7.3%の割合に満たない場合、その特例基準割合とする。

※ 特例基準割合：「年4% + 前年11月30日時点の公定歩合」（平成24年は、年4.3%）

(3) 延滞金の軽減・免除（地方税法第15条の9、地方税法附則第3条の2）

- 災害・病気等による徴収の猶予等の場合・・・免除
- 事業の廃止等による徴収の猶予等の場合・・・2分の1(7.3%)

→当分の間、特例基準割合

延滞金等の見直しについて (案)

○ 国税の見直しに合わせ、延滞金等の割合は以下のとおりとする。

(注) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用。

	内 容	本 則	現行の特例 (公定歩合+4%)
延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—
1ヶ月以内等	納期限後1ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	4.3%
徴収の猶予等	事業廃止等による徴収の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減 (災害・病気等の場合には、全額免除)	2分の1免除 (7.3%)	4.3%
還付加算金	地方団体から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	4.3%

特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設)	【参考】 貸出約定平均 金利の年平均 が1%の場合
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 7.3% (早期納付を促す)	9.3%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 1% (早期納付を促す)	3.0%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%

※特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合